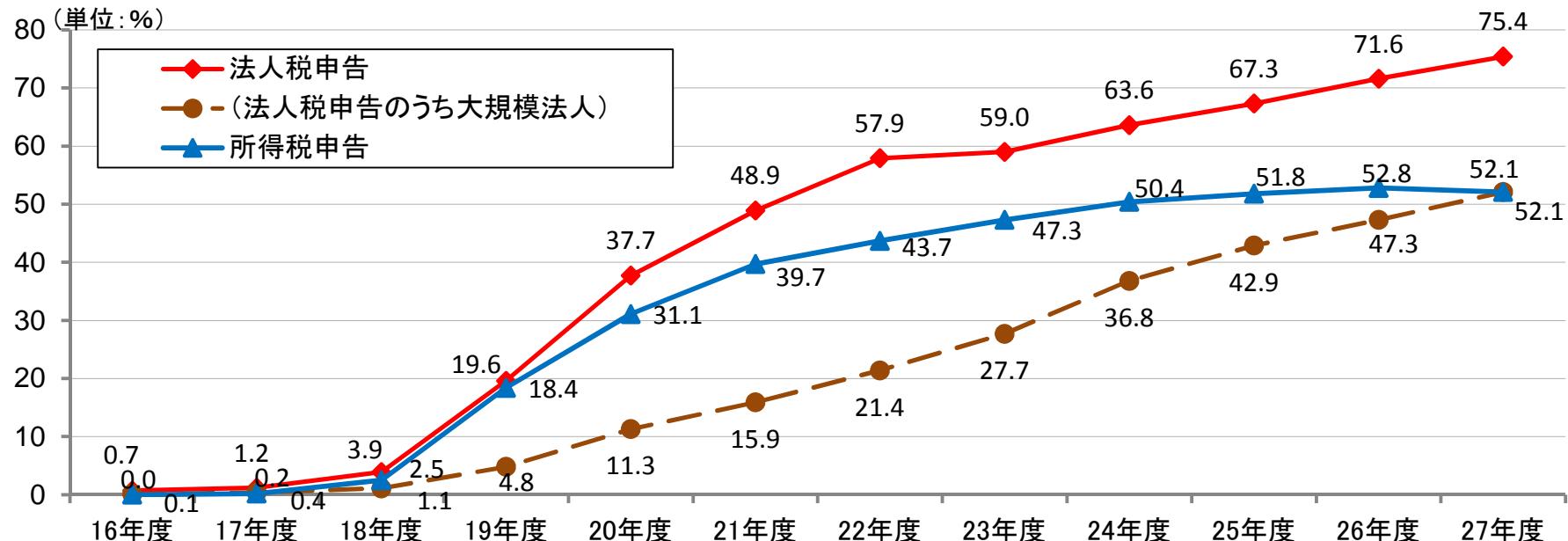


e-Tax(国税電子申告・納税システム)

- e-Taxは、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調書・申請・届出の提出といった各種手続をインターネットを通じて行うシステム。納税も、電子納税(ダイレクト納付)やインターネットバンキング等を通じて行うことが可能。
- e-Taxは、納税者の利便性向上、行政事務の効率化に資するものであり、e-Taxの普及に向け利便性向上策を推進。



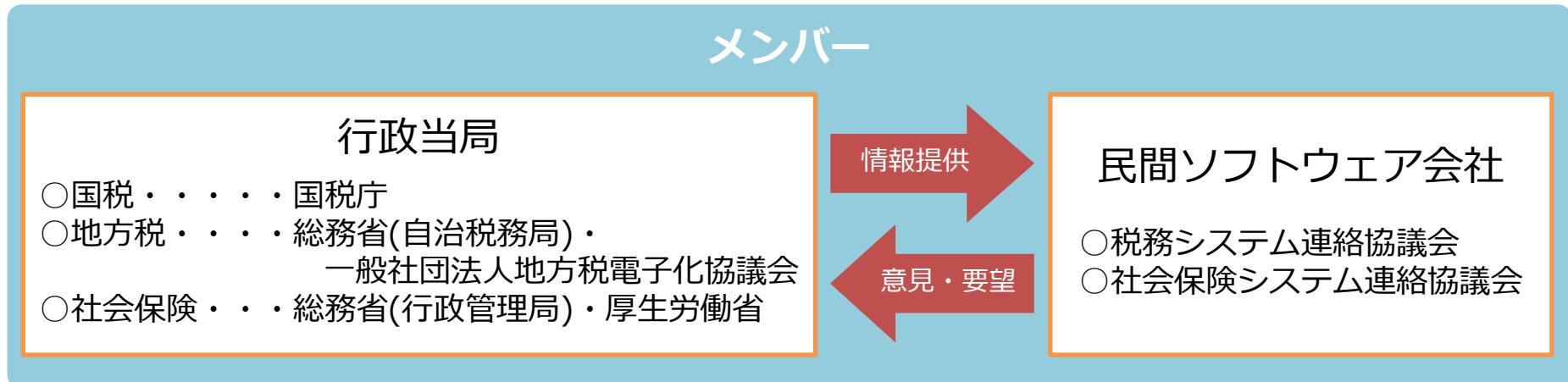
主な利便性向上策

- 電子申告における電子証明書省略 (税理士等の代理送信における本人の電子署名省略) (平成19年~)
- 電子申告における第三者作成書類の添付省略 (例:源泉徴収票、医療費の領収書等) (平成20年~)
- 添付書類のイメージデータ(画像)による提出
これまでe-Taxで申告等を行った場合でも、書面による提出が別途必要であった添付書類(契約書、出資関係図等)について、イメージデータによる提出を可能とした。(法人税関係:28年4月~、所得税関係:29年1月~)
- e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能(プログラム)の提供
市販の会計ソフトや自社ソフトで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能を提供し、変換後の電子データによる提出を可能とした。(平成28年4月~)

e-Taxの仕様公開について

- e-Taxについては、民間の関連ITサービスを促進するため、平成16年度の導入当初より、e-Taxの仕様を財務・会計ソフトウェア開発者向けに一般公開している。
- これにより、
 - 民間ソフトウェア開発業者が提供する財務・会計ソフトウェアからデータの引継ぎを行うなど、納税者等にとって、より使い勝手の良い製品の開発・提供
 - MacOS等に対応したソフトウェアの開発・提供
(国税庁においては、Windows上で使用できるソフトウェアをホームページ上で提供している)
が可能となっている。

税・社会保険当局と民間ソフトウェア会社との意見交換会について



意見交換会は、テーマにより全体会・分科会を必要に応じて開催

※ 民間ソフトウェア会社は内容によって、代表者、管理者、企画担当者、システム開発者等の参加を決めることとする。

意見交換会では、行政当局から施策等の情報提供を行うとともに、
民間ソフトウェア会社からの意見・要望等を受けることとする

意見・要望事項については、行政当局側において是非判断の結果、
検討の進捗状況について適宜情報共有を行う

メンバーについては、民間ソフトウェア業界と行政当局のみならず、
テーマに応じて、税理士や社会保険労務士などの士業の参加を可能とする